

見附市告示第40号

地方税法第416条第3項の規定に基づき、令和5年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供します。

記

1 縦覧期間

自 令和5年4月3日（月）
至 令和5年5月1日（月）
（期間中の執務時間内）

2 場所

見附市役所市民税務課

令和5年3月31日

見附市長 稲田 亮